

島田市放課後児童クラブ利用料の見直しについて

1 概要

現在の公設民営の放課後児童クラブの利用料については、平成21年度から据え置きとなっている。この間、利用希望者の増加に対応するため、放課後児童クラブの拡張や支援員の増員などを行い、放課後児童クラブの運営に係る経費も増加している。

そのため、今後の放課後児童クラブの運営に係り、①利用者ニーズによる利用時間の拡大、②最低賃金アップによる支援員の人件費の増、③待機児童解消に向けた施設整備、支援員の増員・確保、民間クラブへの支援、④近隣市との利用料の比較による適正化等を踏まえ検討を行った結果、現行の利用料を月額で1,000円増額し、令和4年度から適用することとする。

2 利用料の変更案について

【現行】

区分	利用料（月額）	延長料（月額）
1 生活保護世帯	0円	0円
2 児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	8・3月以外	500円
	8月	
	3月	
3 1又は2以外の世帯に属 する児童	8・3月以外	1,000円
	8月	
	3月	

開所時間：8:00～18:00(時間延長の場合18:30まで)

【令和4年度以降】

区分	利用料（月額）	延長料（月額）
1 生活保護世帯	0円	なし
2 児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	8・3月以外	
	8月	
	3月	
3 1又は2以外の世帯に属 する児童	8・3月以外	
	8月	
	3月	

開所時間：8:00～18:30

3 見直しに伴う利用料収入の比較

年度	利用料による歳入額
令和元年度(決算額)	53,691,200 円
令和2年度(決算額)	46,020,800 円
令和3年度(見込み)	56,737,800 円
令和4年度(見込み)	63,990,000 円

4 スケジュール

- 令和3年8月 全員協議会での説明(8/24)
島田市放課後児童健全育成事業実施要綱の改正(8月中)
- 令和3年9月 令和4年度の募集案内の配布(9/15頃)
～窓口案内、広報しまだ、ホームページ等での周知～
- 令和3年10月 令和4年度の利用申し込み受付開始(10/1～)
- 令和4年4月～ 新たな利用料での適用開始